

## 全員協議会資料

### 紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部変更等について

平成 27 年 9 月 24 日  
環 境 部

#### 1 趣旨

都南地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている紫波、稗貫衛生処理組合（事務局：紫波町、構成団体：盛岡市、花巻市、紫波町、矢巾町）においては、施設の老朽化により平成 29 年度末で受入れを終了することとしてこれまで協議を進めてきたところであり、「当該受入れの終了に係る組合規約の一部変更」、「平成 30 年度末における組合の解散」及び「解散に伴う財産処分」について、構成市である当市の議会の議決が必要となるものである。

#### 2 内容

##### （1）紫波、稗貫衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び紫波、稗貫衛生処理組合規約の一部を変更する規約の協議について

平成 29 年度末（平成 30 年 3 月 31 日）で組合での受入れが終了することに伴い、平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日）以降における、組合で共同処理する事務（紫波、稗貫衛生処理組合規約第 3 条第 1 項）を変更することについて協議するものである。

紫波、稗貫衛生処理組合規約の新旧対照表については、裏面①のとおり。

##### （2）紫波、稗貫衛生処理組合の解散の協議について

平成 29 年度末（平成 30 年 3 月 31 日）で組合での受入終了後、施設解体等を行い、平成 30 年度末（平成 31 年 3 月 31 日）をもって組合を解散することについて、協議するものである。

##### （3）紫波、稗貫衛生処理組合の解散に伴う財産処分の協議について

組合解散に伴い財産を処分することについて、協議するものである。

なお、処分する財産内容については別紙②のとおりであるが、うちアの土地については有償譲渡を予定しており、その金額については、今後組合と紫波町において協議の上で決定される。

#### 3 紫波、稗貫衛生処理組合解散後の処理対応について

紫波、稗貫衛生処理組合解散後の都南地域のし尿等の処理先等の対応については、盛岡地区衛生処理組合（事務局：滝沢市、構成団体：盛岡市、零石町、滝沢市）に協議を申し入れ、了承されたことから、今後具体的に協議を進めることとする。

①紫波、稗貫衛生処理組合規約新旧対照表について

変更後	変更前
<p>(組合の共同処理する事務及び区域)</p> <p>第3条 組合は、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>（昭和45年法律第137号）の規定により、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）の処分及び処理施設の管理に関する事務を共同で処理する。</p>	<p>(組合の共同処理する事務及び区域)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による次の事項に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥に限る。以下同じ。）の処理計画の策定に関すること。</li> <li>イ 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること。</li> <li>ウ 一般廃棄物の収集、運搬及び処分を業とする者に対する許可に関すること。</li> <li>エ 一般廃棄物の処理施設（一般廃棄物の最終処分場を含む。）の設置及び管理に関すること。</li> </ul> <p>(2) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定による浄化槽の清掃を業とする者に対する許可に関する事務</p>
2 略	2 略

附 則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 変更後の紫波、稗貫衛生処理組合規約第3条に規定する一般廃棄物の処分に関する事務は、平成30年3月31日以前に受け入れたし尿及び浄化槽汚泥に限り共同で処理するものとする。

②紫波、稗賀衛生処理組合で処分する財産について

ア 土地は、紫波町に譲渡する。

住 所	地 目	面 積
紫波郡紫波町南日詰字小路口 92 番 1	宅地	7,639.36 m <sup>2</sup>
紫波郡紫波町南日詰字小路口 93 番 3	宅地	1,692.40 m <sup>2</sup>

イ 建物及び付属設備は、取り壊しする。

名 称	構 造	床面積
事務所	RC 造平屋建	217.95 m <sup>2</sup>
投入施設	RC 造(地階・1階)	370.00 m <sup>2</sup>
水質検査・会議棟	RC 造平屋建	114.00 m <sup>2</sup>
前処理焼却施設	RC 造(地階・1階)	195.40 m <sup>2</sup>
汚泥乾燥焼却施設	RC 造(1階)	371.20 m <sup>2</sup>
汚水処理施設	RC 造(地階・1階・2階)	1,013.10 m <sup>2</sup>
ケーキホッパ	鉄骨造	60.52 m <sup>2</sup>
弁操作室	RC 造(1階)	25.50 m <sup>2</sup>
車庫	軽量鉄骨造	43.50 m <sup>2</sup>
倉庫	コンクリートブロック造	48.00 m <sup>2</sup>
ホッパ棟	鉄骨造	60.70 m <sup>2</sup>
第一攪拌槽	RC 造(1階)	一式
第二曝気棟	RC 造(1階)	一式
浄化槽汚泥貯留槽	RC 造(地階・1階)	一式
沈殿槽	RC 造(1階)	一式
凝集沈殿槽	RC 造(1階)	一式
重油貯留槽 (10 kℓ)	RC 造(地階)	一式
アルコール貯留槽	RC 造(地階)	一式
重油貯留槽 (20 kℓ)	RC 造(地階)	一式

ウ 動産は廃棄する。

エ 財政調整基金及びし尿処理施設解体準備基金並びにその運用益は、紫波、稗賀衛生処理組合規約第 17 条の規定に基づく、平成 30 年度の構成市町の負担金の割合に応じて分賦する。